

2010 年世界農林業センサス

農林業経営体調査結果の概要（広島県確定値）

（平成 22 年 2 月 1 日現在）

この調査は、農林業の生産構造、就業構造の実態を明らかにするとともに、各種農林行政施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として、5年ごとに実施されている。

なお、この調査については平成 22 年 9 月に暫定値を、平成 22 年 11 月に概数値を公表済みであり、今回は国において集計した 2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査結果票(確定値)をまとめたものである。

— 高齢化が進展し、農林業経営体数が減少する一方、経営面積の規模の拡大 —

【調査結果のポイント】

○ 農林業経営体

農林業経営体数は 38,233 経営体で、平成 17 年に実施した 2005 年農林業センサス（以下「前回」という。）（46,325 経営体）に比べ 8,092 経営体（17.5%）減少した。

○ 農業就業人口

販売農家の農業就業人口は 46,483 人で前回（63,028 人）に比べ、16,545 人（26.3%）減少した。また、農業就業人口の平均年齢は 70.4 歳で、前回（66.8 歳）に比べ 3.6 歳高くなり、高齢化が一層進んだ。

○ 経営耕地面積

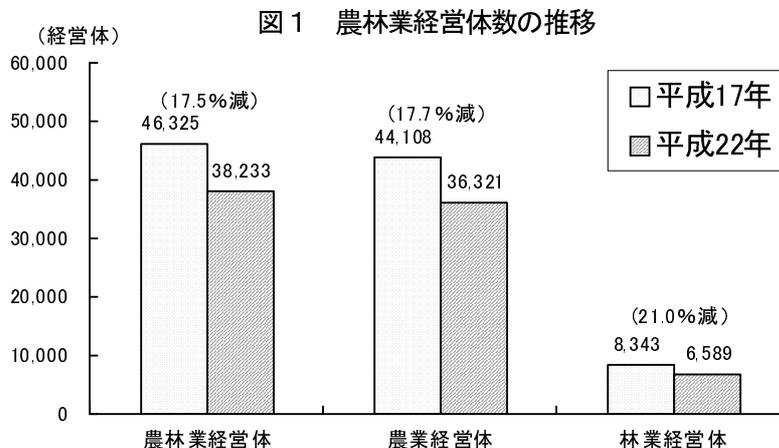
農業経営体の経営耕地面積は 36,625ha で、前回（39,018ha）に比べ 2,393ha（6.1%）減少したが、1 経営体当たりの経営耕地面積は、1.02ha で前回（0.89ha）に比べ 0.13ha（14.6%）増加した。

【調査結果の概要】

1 農林業経営体数

農林業経営体数は 38,233 経営体で、前回（46,325 経営体）に比べ 8,092 経営体（17.5%）減少した。

このうち、農業経営体数は 36,321 経営体、林業経営体数は 6,589 経営体となり、前回に比べそれぞれ 7,787 経営体（17.7%）、1,754 経営体（21.0%）減少した。



注1： 農業経営と林業経営を合わせて営んでる経営体は、農業経営体と林業経営体それぞれ含まれるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

注2： 坂町には農林業経営体は存在しない。

表1 農林業経営体数の上位3市町

単位：経営体、%

順位	市町名	経営体数	全農林業経営体数に占める割合
1位	東広島市	5,111	13.4
2位	庄原市	4,839	12.7
3位	三次市	3,722	9.7

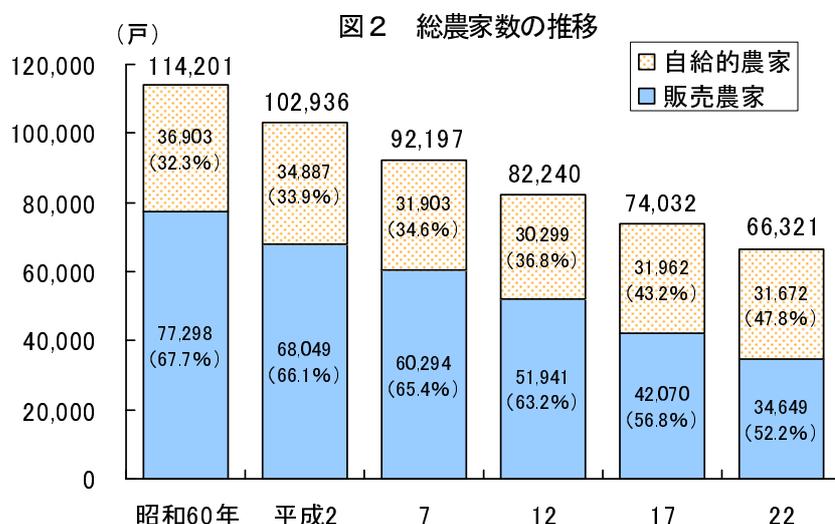
また、市町別に農林業経営体数をみると、経営体数の上位は、東広島市の5,111経営体（広島県の実業経営体数に占める割合13.4%）、庄原市の4,839経営体（同12.7%）、三次市の3,722経営体（同9.7%）となっている。

2 総農家数及び土地持ち非農家数

総農家数は66,321戸で、前回（74,032戸）に比べ7,711戸（10.4%）減少した。

このうち、販売農家数は34,649戸、自給的農家数は31,672戸となり、前回に比べそれぞれ7,421戸（17.6%）、290戸（0.9%）減少した。この結果、総農家数に占める自給的農家数の割合は47.8%となった。

また、土地持ち非農家は37,674戸で、前回（34,567戸）に比べ3,107戸（9.0%）増加した。



3 農業就業人口（販売農家）

販売農家の農業就業人口は46,483人で、前回（63,028人）に比べ16,545人（26.3%）減少した。

平均年齢は、70.4歳で、前回（66.8歳）に比べ3.6歳高くなり、高齢化が一層進んだ。

全国の平均年齢と比較すると、4.6歳高くなっており、広島県が全国で最も高くなった。

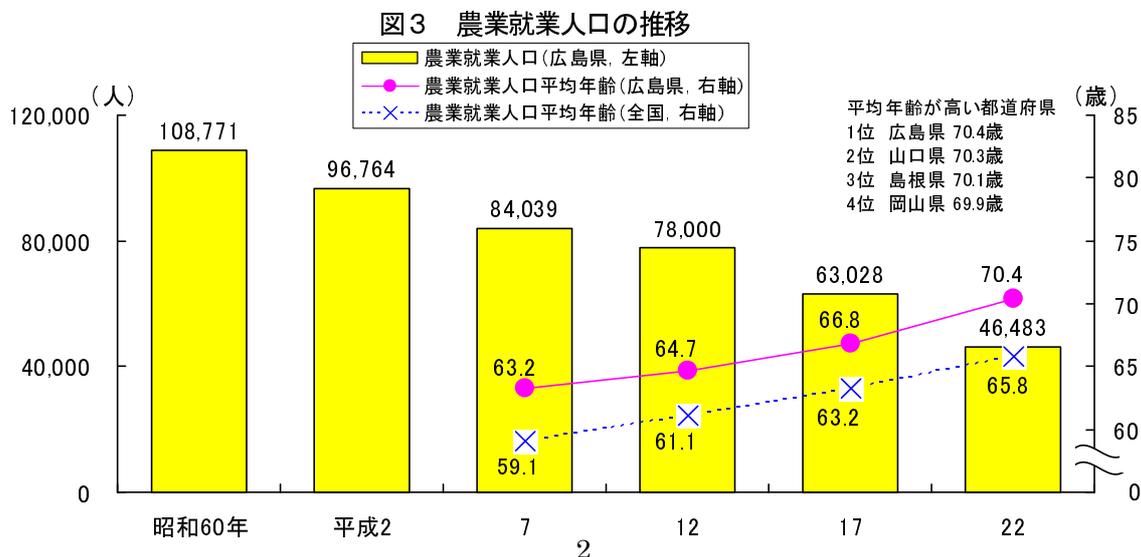


表2 農業就業人口の平均年齢の上位及び下位3市町

単位:歳

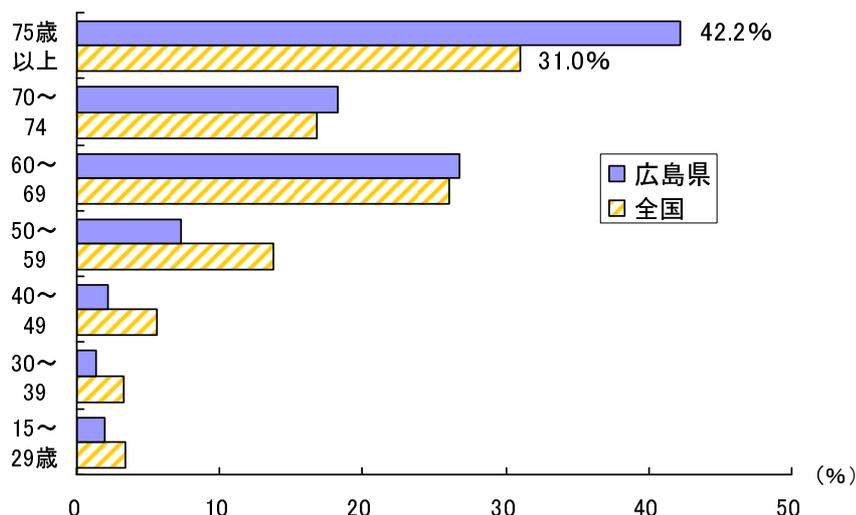
順位	市町名	平均年齢
1位	安芸太田町	72.8
2位	世羅町	71.6
3位	安芸高田市	71.5
}		
20位	尾道市	69.0
21位	海田町	68.6
22位	江田島市	68.2
広島県平均		70.4

また、市町別に農業就業人口の平均年齢をみると、平均年齢の上位は、安芸太田町の72.8歳、世羅町の71.6歳、安芸高田市の71.5歳となっている。一方、下位は、江田島市の68.2歳、海田町の68.6歳、尾道市の69.0歳となっている。

4 年齢別農業就業人口（販売農家）

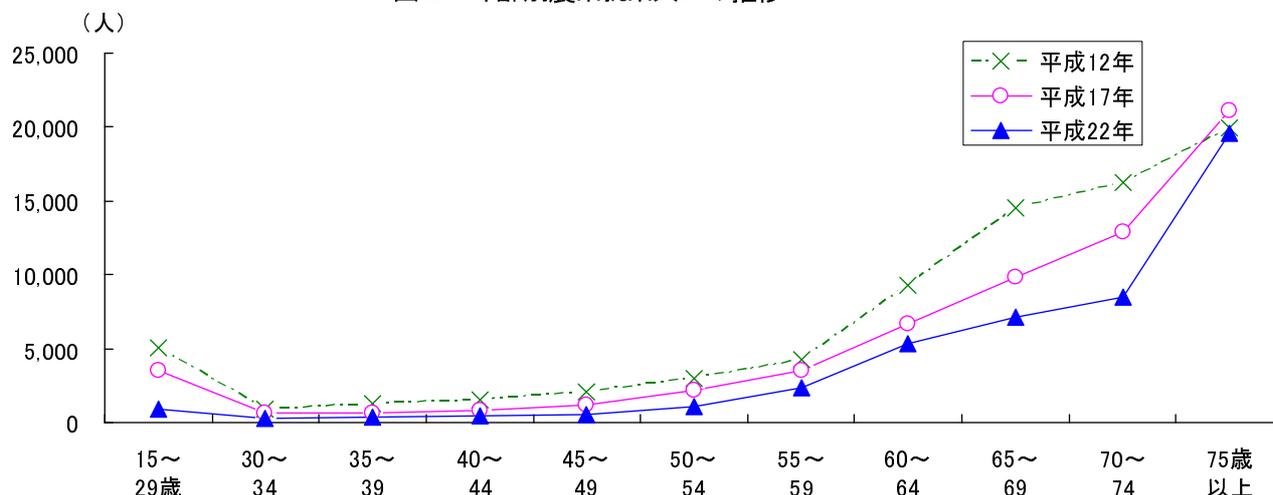
販売農家の年齢別農業就業人口の構成割合をみると、「75歳以上」が42.2%となった。全国の構成割合と比較すると、「75歳以上」で11.2ポイント高くなっている。

図4 年齢別農業就業人口の構成割合



また、農業就業人口の年齢別の推移をみると、前回に比すすべての階層で減少しており、特に若年層の「15~29歳」、高齢者層の「65~69歳」及び「70~74歳」で大きく減少している。

図5 年齢別農業就業人口の推移



5 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況

農業経営体の経営耕地面積を規模別にみると、「0.5ha～1.0ha」の農業経営体が14,977経営体(全農業経営体数に占める割合41.2%)で最も多く、次いで「0.3ha～0.5ha」が9,873経営体(同27.2%)となっている。

北海道を除く都府県の構成割合と比較すると、面積規模1.0ha以上の経営体が17.1ポイント低くなっている。

また、広島県は前回に比べ、3.0ha以上の規模で増加した。

図6 経営耕地面積規模別農業経営体の構成割合

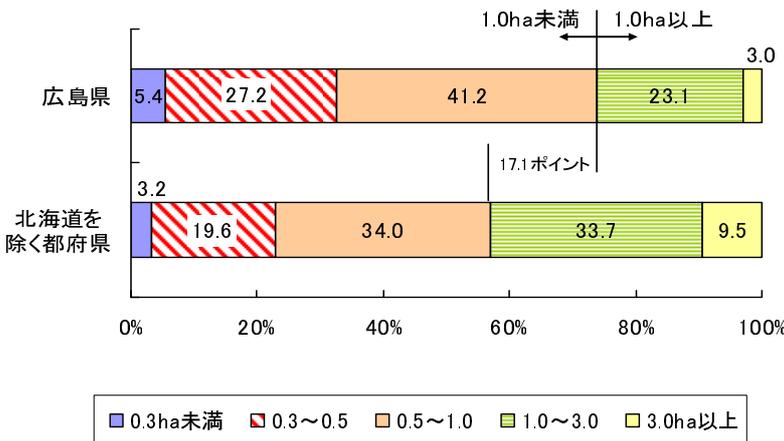
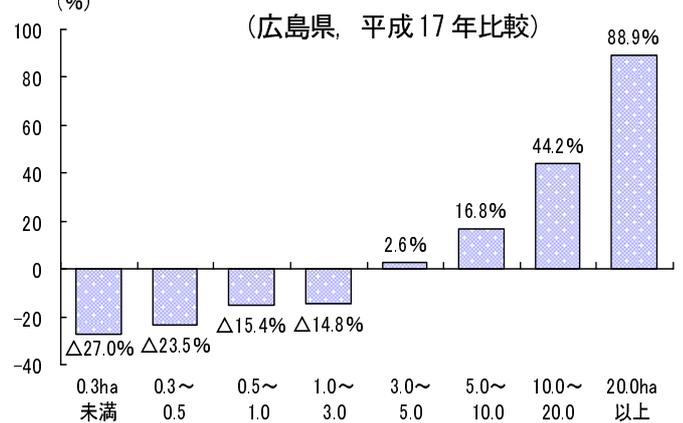


図7 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率 (広島県, 平成17年比較)



6 経営耕地面積の状況

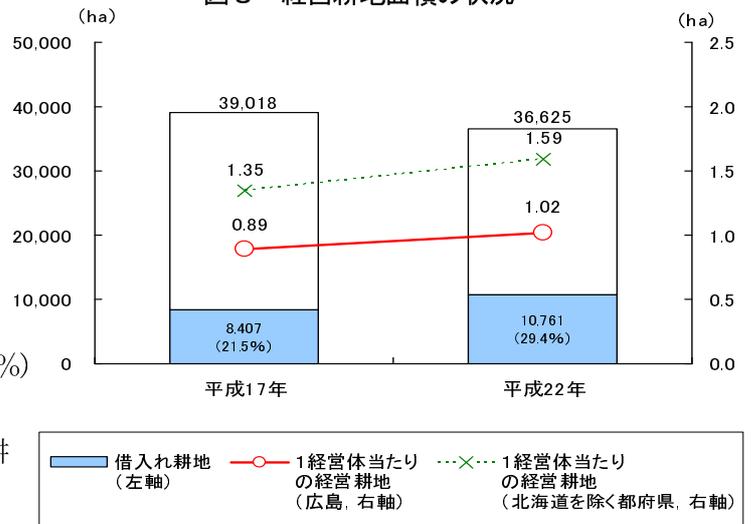
農業経営体の経営耕地面積は36,625haで、前回(39,018ha)に比べ2,393ha(6.1%)減少した。

このうち借入れ耕地面積は10,761haで、前回(8,407ha)に比べ、2,354ha(28.0%)増加した。

また、1経営体当たりの経営耕地面積は1.02haで、前回(0.89ha)に比べ0.13ha(14.6%)増加した。

北海道を除く都府県の1経営体当たりの経営耕地面積と比較すると、広島県は0.57ha小さい。

図8 経営耕地面積の状況



市町別に経営耕地面積をみると、経営耕地面積の上位は、庄原市の5,673ha(広島県の全経営耕地面積に占める割合15.5%)、東広島市の5,212ha(同14.2%)、三次市の4,566ha(同12.5%)となっている。

表3 経営耕地面積の上位3市町

単位: ha, %			
順位	市町名	経営耕地面積	全経営耕地面積に占める割合
1位	庄原市	5,673	15.5
2位	東広島市	5,212	14.2
3位	三次市	4,566	12.5

また、市町別に経営耕地の借入れ耕地面積の状況を見ると、経営耕地面積に占める借入れ耕地面積の割合の上位は、北広島町の44.5%、世羅町の38.3%、安芸高田市の36.6%となっている。

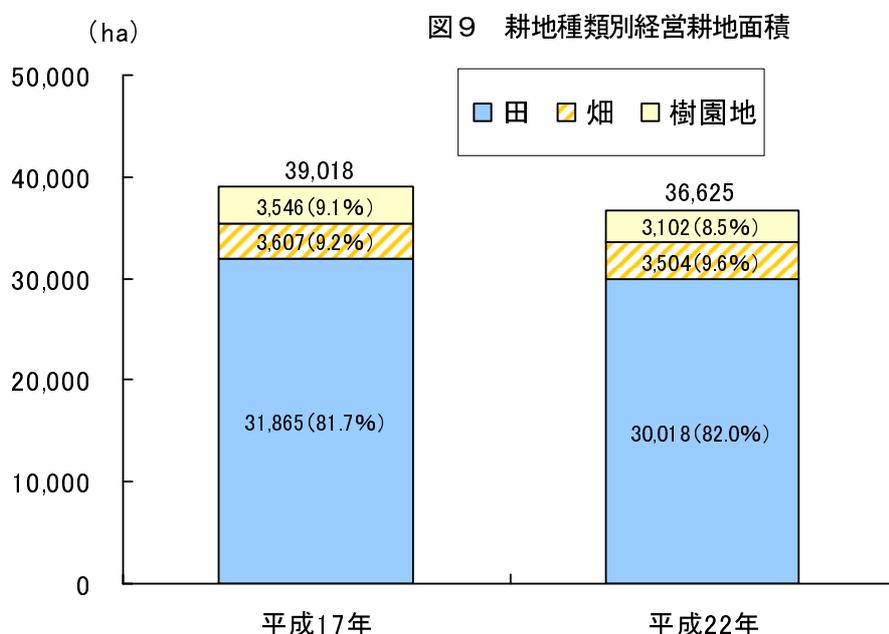
1経営体当たりの経営耕地面積をみると、経営耕地面積の上位は世羅町の1.49ha、北広島町の1.40ha、庄原市の1.28haとなっている。

表4 借入れ耕地面積の構成割合及び
1経営体当たりの経営耕地面積の上位3市町

単位：％，ha

順位	経営耕地面積に占める借入れ耕地面積の割合		1経営体当たりの経営耕地面積	
	市町名	構成割合	市町名	面積
1位	北広島町	44.5	世羅町	1.49
2位	世羅町	38.3	北広島町	1.40
3位	安芸高田市	36.6	庄原市	1.28
広島県平均		29.4		1.02

農業経営体の経営耕地を耕地種類別にみると、田は30,018ha（全経営耕地面積に占める割合82.0%）、畑は3,504ha（同9.6%）、樹園地は3,102ha（同8.5%）となっている。



市町別に耕地種類の状況を見ると、経営耕地面積に占める田の割合の上位は北広島町の92.7%、東広島市の91.7%、安芸高田市の90.9%、畑の割合の上位は海田町の40.9%、江田島市の31.0%、大竹市の31.0%、樹園地の割合の上位は大崎上島町の85.7%、尾道市の63.7%、呉市の63.0%となっている。

表5 耕地種類別構成割合の上位3市町

単位：％

順位	経営耕地面積に占める田の割合		経営耕地面積に占める畑の割合		経営耕地面積に占める樹園地の割合	
	市町名	構成割合	市町名	構成割合	市町名	構成割合
1位	北広島町	92.7	海田町	40.9	大崎上島町	85.7
2位	東広島市	91.7	江田島市	31.0	尾道市	63.7
3位	安芸高田市	90.9	大竹市	31.0	呉市	63.0
広島県平均		82.0		9.6		8.5

7 経営耕地面積の集積割合

農業経営体の経営耕地面積の集積割合を経営耕地面積規模別にみると、「1ha未満」が40.0%で最も高く、次いで「1ha～2ha」が26.3%となっている。

全国の集積割合と比較すると、面積規模5ha以上の農業経営体の集積割合が29.9ポイント低くなっている。また、広島県は前回に比べ、3ha以上の規模で増加した。

図10 経営耕地面積規模別の経営耕地面積集積割合

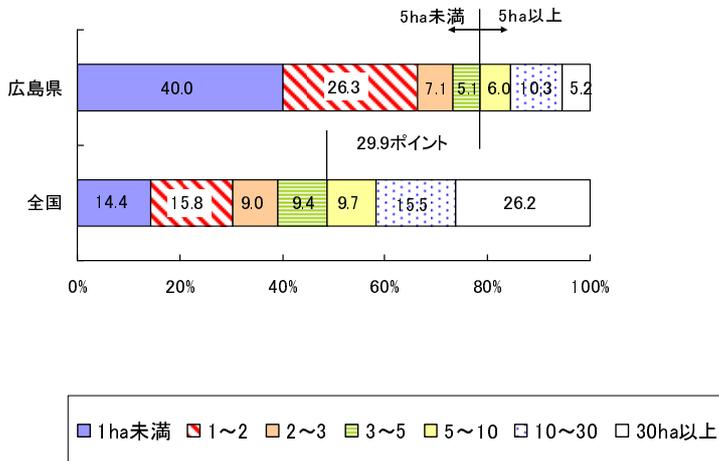
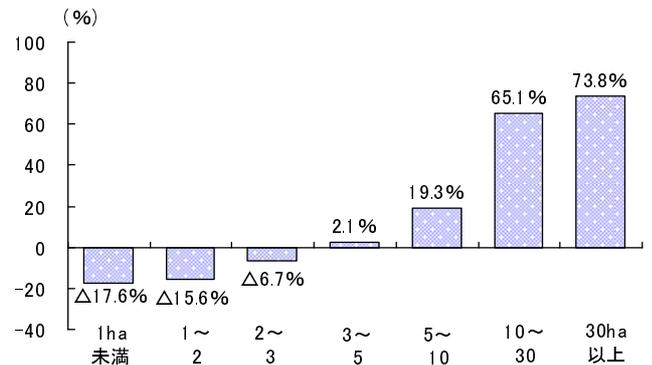


図11 経営耕地面積規模別の経営耕地集積面積の増減率 (広島県, 平成17年比較)



8 保有山林面積規模別林業経営体数

林業経営体の保有山林面積を規模別にみると、「5ha～10ha」の林業経営体が2,171経営体(全林業経営体数に占める割合32.9%)で最も多く、次いで「3ha～5ha」が2,161経営体(同32.8%)となっている。

広島県は前回に比べ、500ha以上の規模で増加した。

図12 保有山林面積規模別林業経営体の構成割合

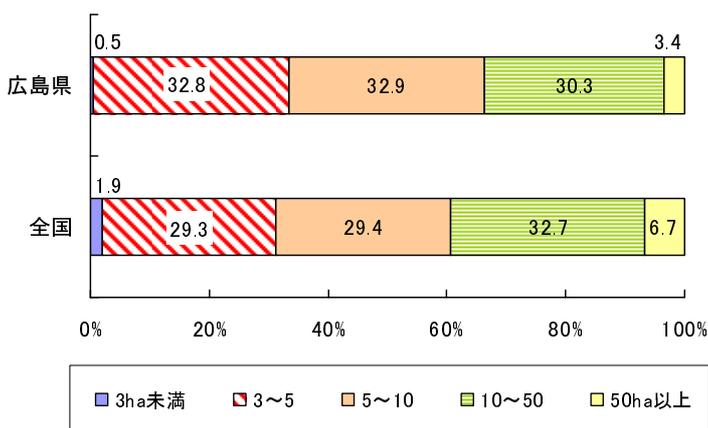


図13 保有山林面積規模別林業経営体数の増減率 (広島県, 平成17年比較)

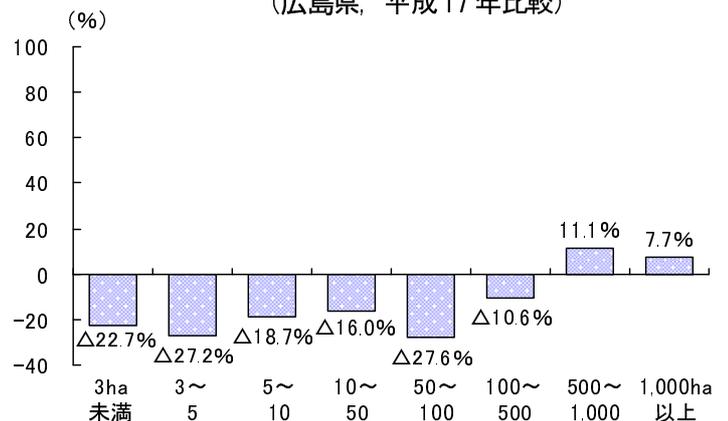


表6 素材生産量の推移

また、林業経営体の素材生産量は189,875 m³で、前回(179,145 m³)に比べ10,730 m³(6.0%)増加した。

区分	単位: m ³ , %		
	平成22年	平成17年	増減率
広島県	189,875	179,145	6.0
全国	15,620,691	13,823,670	13.0

表7 素材生産量の上位3市町

単位：m³、%

順位	市町名	素材生産量	全素材生産量に占める割合
1位	庄原市	95,623	50.4
2位	北広島町	30,475	16.1
3位	神石高原町	11,848	6.2

市町別に素材生産量をみると、素材生産量の上位は、庄原市の95,623 m³ (広島県の全素材生産量に占める割合 50.4%)、北広島町の30,475 m³ (同 16.1%)、神石高原町の11,848 m³ (6.2%) となっている。

9 耕作放棄地面積

農家及び土地持ち非農家の耕作放棄地面積は11,325haで、前回(10,699ha)に比べ626ha(5.9%)増加したものの、増加幅は縮小した。

図14 耕作放棄地面積の推移

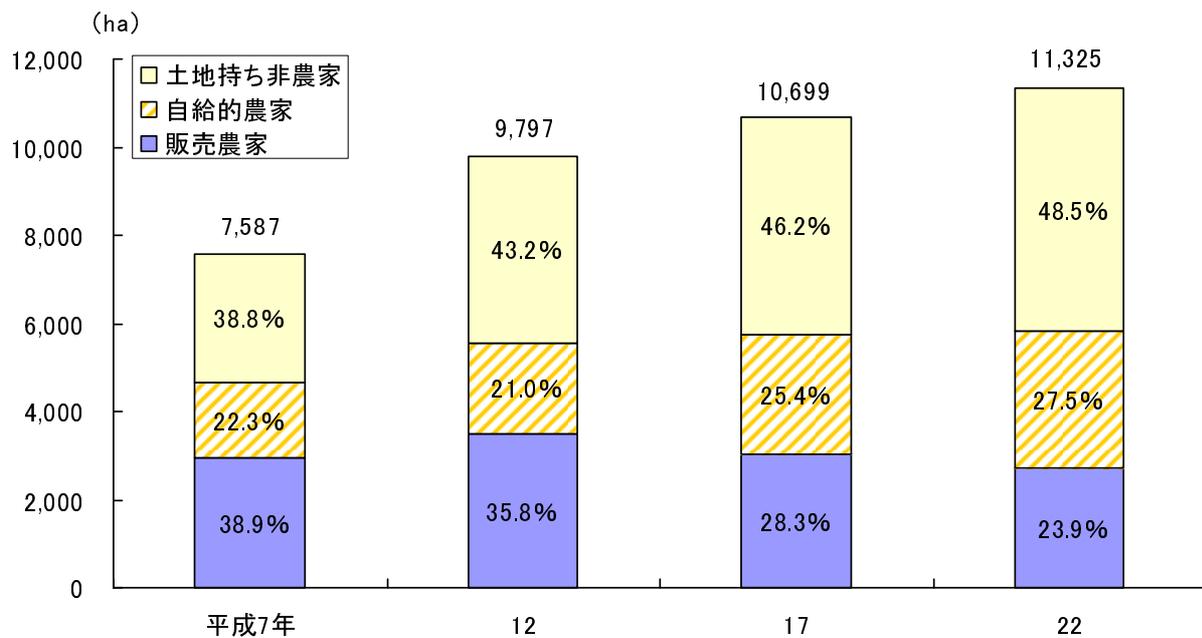


表8 耕作放棄地面積の上位3市町

単位：ha、%

順位	市町名	耕作放棄地面積	全耕作放棄地面積に占める割合
1位	尾道市	1,454	12.8
2位	福山市	1,402	12.4
3位	呉市	1,245	11.0

また、市町別に耕作放棄地面積をみると、耕作放棄地面積の上位は、尾道市の1,454ha (広島県の全耕作放棄地面積に占める割合 12.8%)、福山市の1,402ha (同 12.4%)、呉市の1,245ha (同 11.0%) となっている。

10 農産物販売金額規模別にみた農業経営体数の状況

農業経営体の販売金額を規模別にみると、「50万円未満」の農業経営体が21,592経営体（全農業経営体数に占める割合59.4%）で最も多く、次いで「50万円以上100万円未満」が7,679経営体（同21.1%）となっている。

全国の構成割合と比較すると、販売金額規模1,000万円以上の経営体が5.5ポイント低くなっている。また、広島県は前回に比べ、5,000万円以上の規模で増加した。

図15 販売金額規模別農業経営体の構成割合

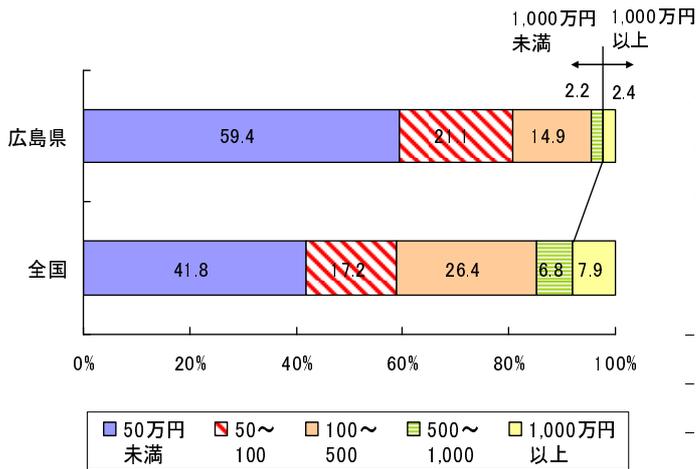
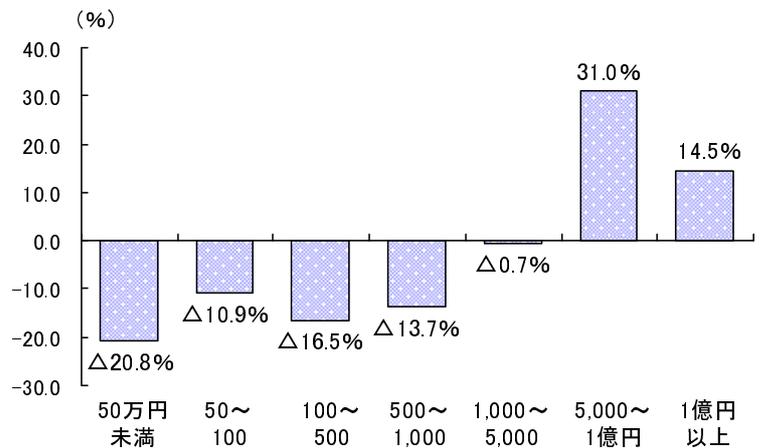


図16 販売金額規模別農業経営体数の増減率（広島県，平成17年比較）



市町別に販売金額規模の状況を見ると、農業経営体数に占める販売金額1,000万円以上の経営体の割合の上位は、江田島市の4.2%、北広島町の3.6%、世羅町の3.7%となっている。

表9 販売金額1,000万円以上の農業経営体の構成割合の上位3市町

順位	市町名	構成割合
1位	江田島市	4.2
2位	世羅町	3.7
3位	北広島町	3.6
広島県平均		2.4

11 農業経営組織別農業経営体数

農業経営体数を農業経営組織別にみると、単一経営は27,678経営体、複合経営は4,189経営体となり、前回に比べそれぞれ4,775経営体（14.7%）、537経営体（11.4%）減少した。

表10 農業経営組織別農業経営体数

単位：経営体，%

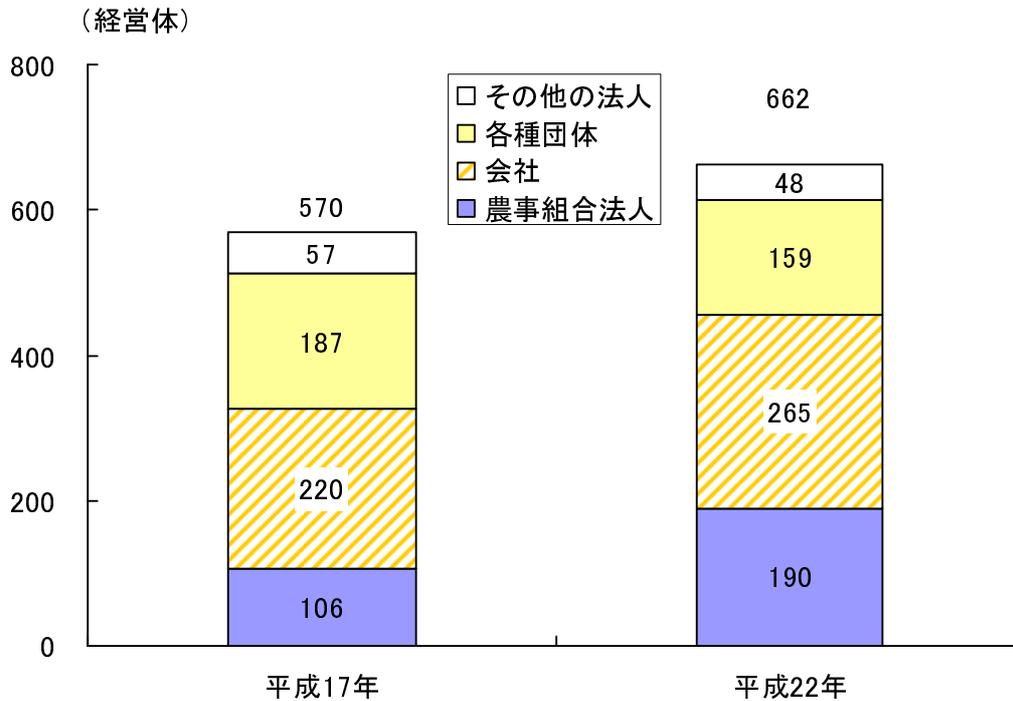
区分		経営体数		増減率 H22/H17
		平成22年	平成17年	
広島県	単一経営	27,678	32,453	△14.7
	(構成比)	(86.9)	(87.3)	
	複合経営	4,189	4,726	△11.4
	(構成比)	(13.1)	(12.7)	
全国	単一経営	1,180,496	1,367,854	△13.7
	(構成比)	(78.4)	(77.7)	
	複合経営	326,080	392,901	△17.0
	(構成比)	(21.6)	(22.3)	

12 組織形態別農林業経営体数

農林業経営体数を組織形態別にみると、法人化している農林業経営体数は662経営体で、前回（570経営体）に比べ92経営体（16.1%）増加した。

このうち、農事組合法人は190経営体、会社は265経営体となり、前回に比べそれぞれ84経営体（79.2%）、45経営体（20.5%）増加した。

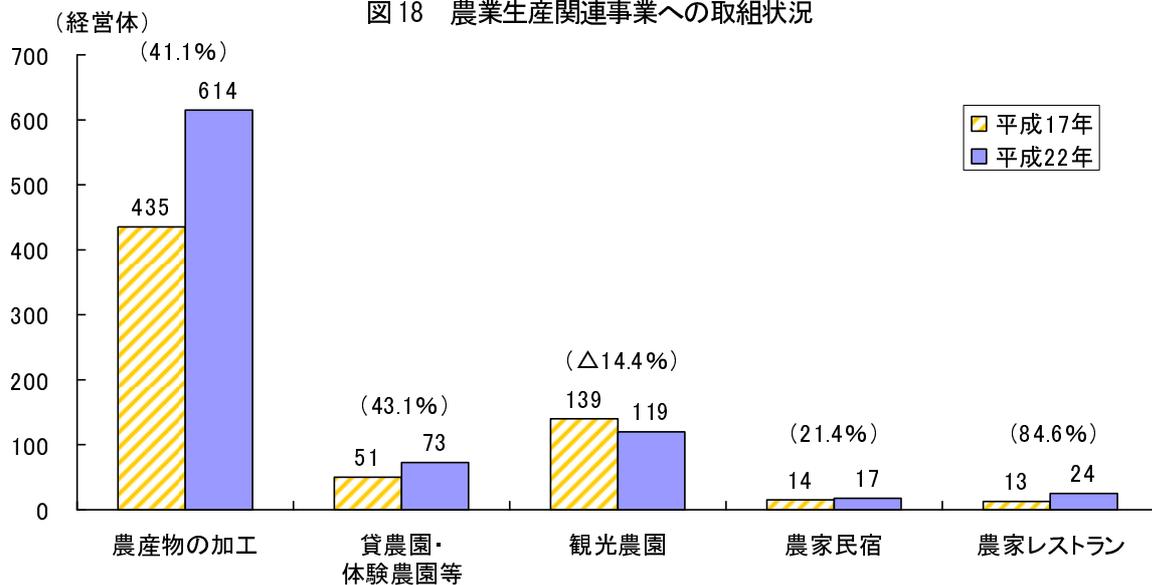
図17 組織形態別農林業経営体の推移



13 6次産業化の取組状況

農業経営体に取り組む農業生産関連事業の状況についてみると、「農産物の加工」に取り組む農業経営体数は614経営体で、前回（435経営体）に比べ179経営体（41.1%）増加した。一方、「観光農園」は119経営体で、前回（139経営体）に比べ20経営体（14.4%）減少した。

図18 農業生産関連事業への取組状況



14 農産物の出荷先別農業経営体数

農産物の売上げ1位の出荷先をみると、「農協」が21,701経営体（農産物の販売のあった農業経営体数に占める割合 68.1%）で最も多く、次いで「消費者に直接販売」が5,105経営体（同 16.0%）となっている。

全国の構成割合と比較すると、「消費者に直接販売」が5.9ポイント高くなっている。一方、「卸売市場」が2.8ポイント低くなっている。

また、広島県は前回に比べ、「農協以外の集出荷団体」、「食品製造業・外食産業」及び「消費者に直接販売」などが増加し、「農協」、「卸売市場」及び「その他」が減少した。

図19 農産物売上げ1位の出荷先別農業経営体の構成割合

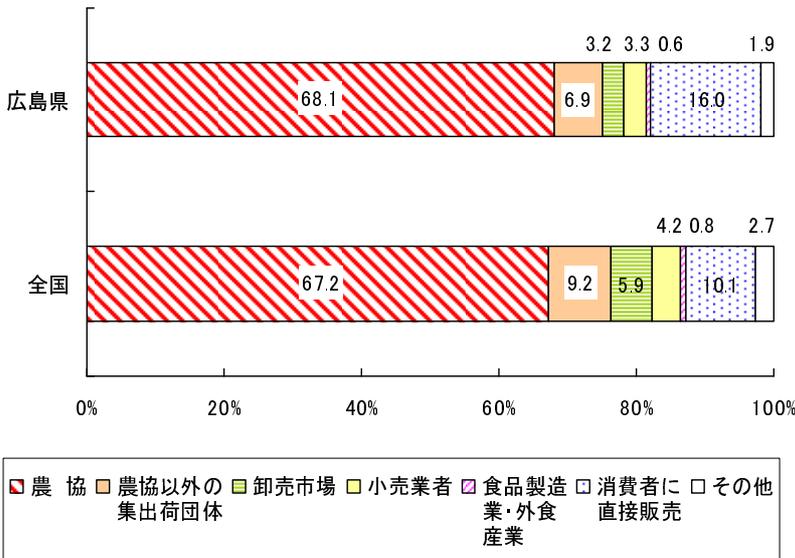
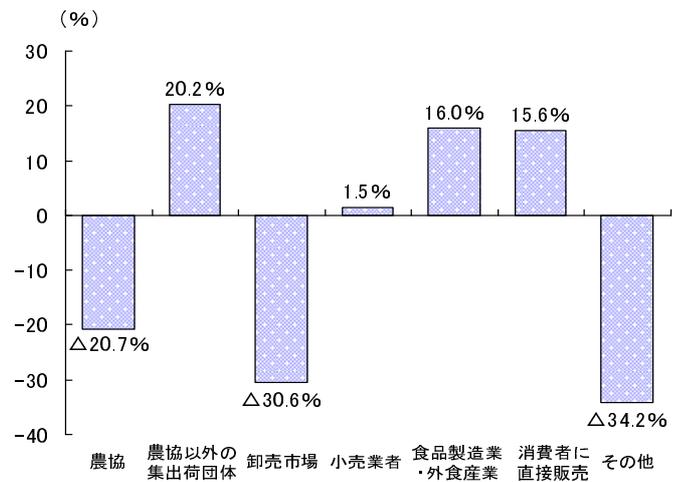


図20 農産物売上げ1位の出荷先別農業経営体の増減率（広島県、平成17年比較）



市町別に主だった出荷先である「農協」及び「消費者に直接販売」の構成割合をみると、売上げ1位の出荷先に占める「農協」の割合の上位は、安芸高田市の83.8%、大崎上島町の82.4%、庄原市の81.5%となっている。

また、「消費者に直接販売」は、大竹市の64.1%、福山市の49.2%、廿日市市の48.4%となっている。

表11 「農協」及び「消費者に直接販売」の構成割合の上位3市町

単位：%

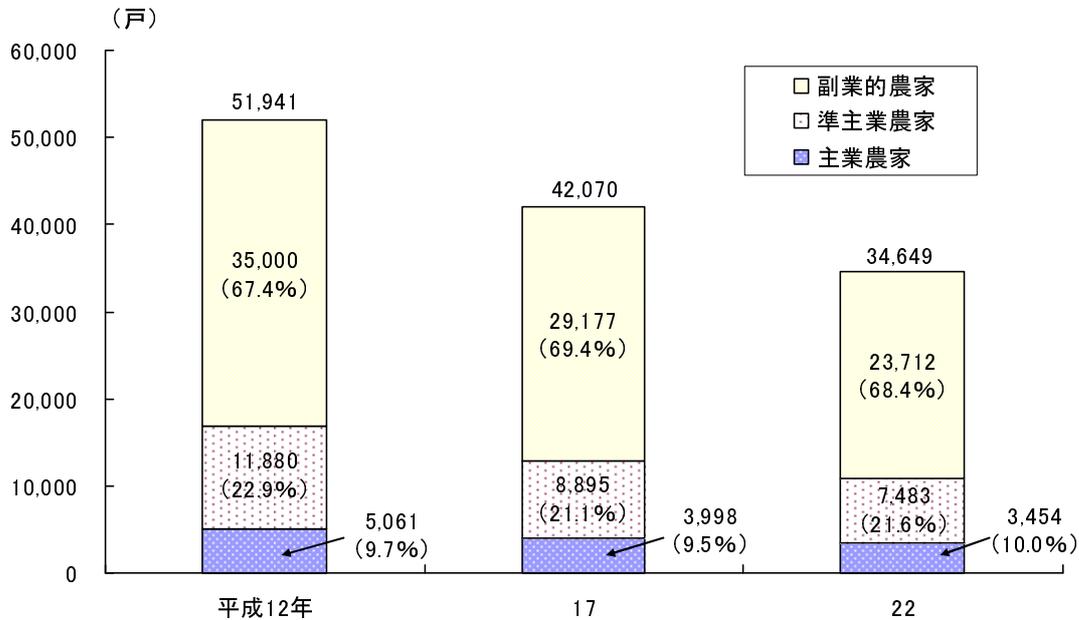
順位	売上げ1位の出荷先に占める「農協」の割合		売上げ1位の出荷先に占める「消費者に直接販売」の割合	
	市町名	構成割合	市町名	構成割合
1位	安芸高田市	83.8	大竹市	64.1
2位	大崎上島町	82.4	福山市	49.2
3位	庄原市	81.5	廿日市市	48.4
広島県平均		68.1		16.0

15 主副業別農家数（販売農家）

販売農家を主副業別にみると、主業農家は3,454戸、準主業農家は7,483戸、副業的農家は23,712戸で前回に比べそれぞれ544戸（13.6%）、1,412戸（15.9%）、5,465戸（18.7%）減少した。

この結果、販売農家に占める主副業別構成割合は、主業農家が10.0%、準主業農家が21.6%、副業的農家が68.4%となり、前回に比べ大きな変化はみられなかった。

図21 主副業別農家数の推移

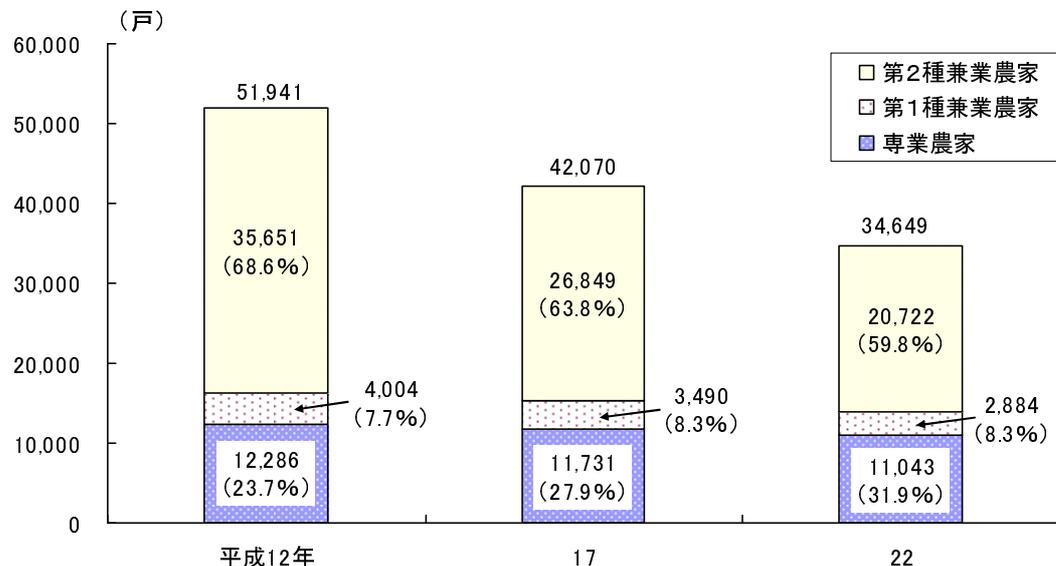


16 専兼業別農家数（販売農家）

販売農家を専兼業別にみると、専業農家は11,043戸、第1種兼業農家は2,884戸、第2種兼業農家は20,722戸で前回に比べそれぞれ688戸（5.9%）、606戸（17.4%）、6,127戸（22.8%）減少した。

この結果、販売農家に占める専兼業別構成割合は、専業農家が31.9%、第1種兼業農家が8.3%、第2種兼業農家が59.8%となり、専業農家の構成割合は前回に比べ4.0ポイント増加した。

図22 専兼業別農家数の推移



17 農業雇用労働力

過去1年間に農業経営のために農業経営体に雇用された者は、36,498人となった。

このうち、常雇いは3,293人で、前回(2,414人)に比べ879人(36.4%)増加した。

表12 農業雇用労働力の状況

単位：人、%

区分	平成22年	平成17年	増減率 H22/H17
雇用者数	36,498	41,986	-
常雇い	3,293	2,414	36.4
臨時雇い (手伝い等を含む)	33,205	39,572	-
農業就業人口	46,483	63,028	△ 26.3

注：「臨時雇い」の把握方法が平成17年と22年で異なるため、雇用者数及び臨時雇いについては比較する際に留意する必要がある。(20ページ【数値の比較について】を参照)

【利用上の注意】

- 1 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 2 各グラフ及び表に用いた「△」は負数又は減少したものを示す。

【調査の概要】

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の種類

2010年世界農林業センサスは、農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する農林業経営体調査と農山村の現状を把握するために、全国の市区町村や農業集落を対象に実施する農山村地域調査に大別されます。（ただし、広島県の農山村地域調査は農林水産省の直接調査のため、説明及び報告は農林水産省が行う。）

3 調査の対象

- (1) 農林業経営体調査においては、規定（用語解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。
- (2) 農山村地域調査においては、すべての市区町村（1,927市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落（139,176集落）を対象とした。

4 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

5 調査方法

- (1) 農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。
- (2) 農山村地域調査については、農林水産省－地方統計組織の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市区町村に対する往復郵送調査（なお、市区町村の申出によりオンライン報告も可能とした。）とし、農業集落用調査票は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配付回収する自計調査（なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能とした。）とした。

6 主要な調査項目

- (1) 農林業経営体調査
 - ア 世帯員の構成と就業状況
 - イ 農地・山林の所有と利用状況
 - ウ 農林産物の生産販売の状況
 - エ 農業・林業の労働力
 - オ 農作業受託の状況 等
- (2) 農山村地域調査
 - ア 市区町村の総土地面積及び森林面積
 - イ 産地直売所の数
 - ウ 農業集落内の耕地面積
 - エ 寄り合いの開催状況
 - オ 地域資源の保全状況 等

【用語解説】

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の 総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち（3）又は（5）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

組織経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

2 組織形態別

法人化している
（法人経営体）

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。

農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法（昭和22年法律132号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

	家族（世帯）としての経営		組織（世帯以外）としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

3 土地 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃貸契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。
また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ稲を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。
樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

保有山林

世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

4 農業経営組織別経営体数

単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営	準単一複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体とした。

5 農業労働力

雇用者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

6 農業生産関連事業

農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
貸農園・ 体験農園等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者にはほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観賞させて代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。

7 農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯をいう。

8 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

9 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

10 農業就業人口

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

11 素材生産量

素材生産量

素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいう。
一般的には立法メートル（m³）の単位で表示される。
なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。

【数値の比較について】

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため比較する際には、留意する必要がある。

臨時雇い数 雇用者数	2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年農林業センサスでは、それぞれ区分して把握している。 このため、2005年農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性がある。
---------------	--

平成24年1月 発行

編集発行 広島県総務局統計課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL (082) 513-2540 (ダイヤルイン)

この報告書の内容及びデータは、広島県の統計のホームページでも提供しています。

ホームページアドレス <http://toukei.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

全国の調査結果（農山村地域調査を含む。）は、農林水産省のホームページに掲載されています。

ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/index.html>
